

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 15 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 15 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲 4 0 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 9 2. 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲 4 1 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 7. 2 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲 4 1 1 番地、甲 4 0 7 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 甲 4 1 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 3. 9 3 平方メートル
2 階 4 0. 6 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 22 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲 4 0 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 9 2 . 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲 4 1 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 7 . 2 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲 4 1 1 番地、甲 4 0 7 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 甲 4 1 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 3 . 9 3 平方メートル
2 階 4 0 . 6 1 平方メートル |



令和 6年(ケ)第 102号
令和 7年 3月12日受理
令和 7年 3月31日提出

現 況 調 査 報 告 書

松 山 地 方 裁 判 所

執行官 住 田 克 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲407番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 292.46平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト |
| | 地 番 | 甲411番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 257.26平方メートル |
| 3 | 所 在 | 西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲411番地、甲407番地1 |
| | 家屋 番号 | 甲411番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 83.93平方メートル
2階 40.61平方メートル |



不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		(住居表示未実施)	
土 地		物件 1, 2	
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1, 2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形 状	☒ 1 4 条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が, 物件 1 及び 2 の各土地上に下記の建物を所有し, 占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり (3 枚目)		
建 物		物件 3	
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :		
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類 : 構 造 : 床面積 :		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が, 本建物を住居として利用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり (3 枚目)		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1. 14条地図上、物件1の土地の南東側には、道が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の南東側には、アスファルト舗装された道路（市道）が存する。また、14条地図上、物件1の土地の北側には、道が隣接し、同道のさらに北側には、水路が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の北側には、コンクリート舗装された堤（河川管理道）が隣接し、同道路の北側には、河川（河原川）が存している。なお、物件1及び2の各土地周辺は、土砂災害警戒区域に指定されている。
2. 物件1及び2の各土地は、一体として、物件3の建物の敷地等として利用されている。当該各土地を一体の敷地として見た場合において、物件3の建物は、当該敷地の南西付近に存している。また、当該敷地の北西付近（物件3の建物の北側付近）には、鋼管やスレートで構成される工作物が存する。なお、当該敷地のうち、南東付近はコンクリート舗装され、その余の部分は、植栽のある庭や家庭菜園として利用されている。
3. 物件3の建物の南西付近には、差し掛け（工作物）が存する。なお、同差し掛けの屋根材は、破損している。
4. 物件1の土地の隣接地（地番：甲407番2、地目：宅地、地積：58.61平方メートル、所有者：南予重機株式会社）に設置されている電柱の支線が、物件1の土地の北側付近に設置されている。
5. 物件3の建物の北西付近の軒は、物件2の土地のみならず、同土地の隣接地（地番：甲412番、地目：畑、地積：478平方メートル、所有者：■B）に、わずかに越境している可能性がある。
6. 物件3の建物内において、小型犬1匹が飼育されている。
7. 物件3の建物には、次のとおりの不具合箇所がある。
 - (1) 2階南側の和室の天井に、雨漏り痕が認められる。
 - (2) 2階北側の洋室の内壁クロスに損傷が認められる。
8. 本調査によるも、本件所有者である■Aとの接触はかなわなかったが、物件1ないし3の土地建物内部の状況等を踏まえると、物件3の建物は、本件所有者が占有しているものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月13日(木) 13:30~14:00	松山地方法務局大洲支局	公図, 登記事項等の閲覧, 謄写
令和7年3月13日(木) 14:40~15:10	西予市役所	地番図等資料収集
令和7年3月13日(木) 16:00~16:30	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 立会依頼文書を投函
令和7年3月24日(月) 10:00~11:10	物件所在地	立入調査, 写真撮影(評価人と同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 3月24日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月13日 松山地方方法務局大洲支局

登記官

請求番号：9-4

613837

各階平面圖

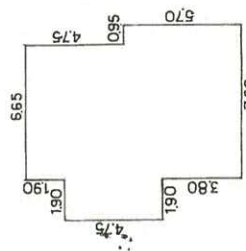
甲 41 / 番

家屋番号

建筑平面图

愛媛県西予市三瓶町塩生
建築物の所在
字ミヤノモトタノ番地407番地ノ

階／



求 積

$$1.90 \times 475 = 902.50$$

$$10.45 \times 6.65 = 69.4925$$

$$5.70 \times 0.95 = 5.4150$$

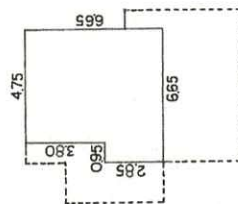
吉

839325

床面積

83.93 m²

2階



積求

$$285 \times 0.95 = \underline{270.75}$$

$$6.65 \times 5.70 = 37.9050$$

市

40.6/25

天面積

40.61 m²

作者

年10月21日作製)

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

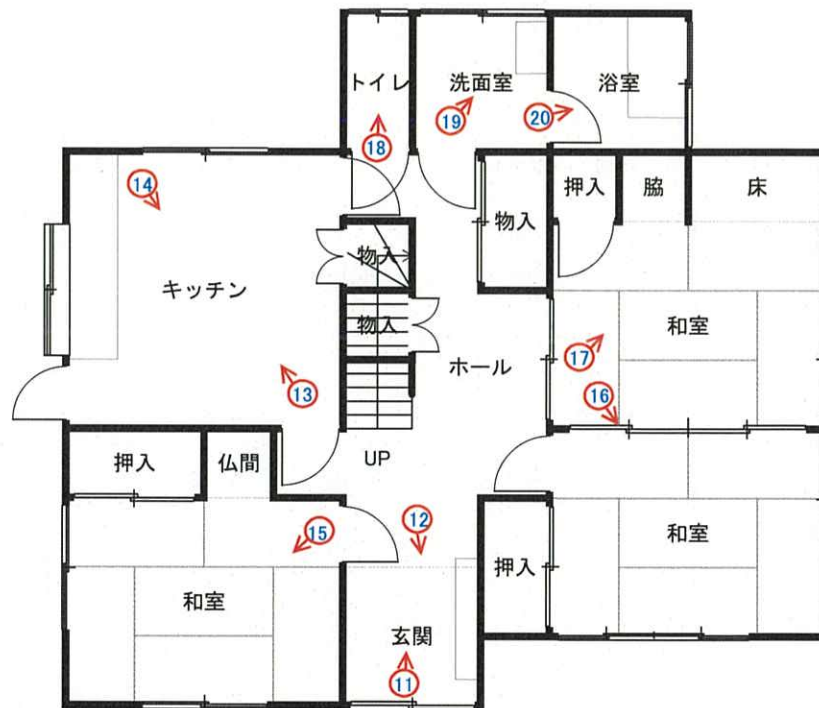
56 No. 009017 H. 1. 10. 24

56.11. 500冊

A3版をA4に縮小



1 階



2 階



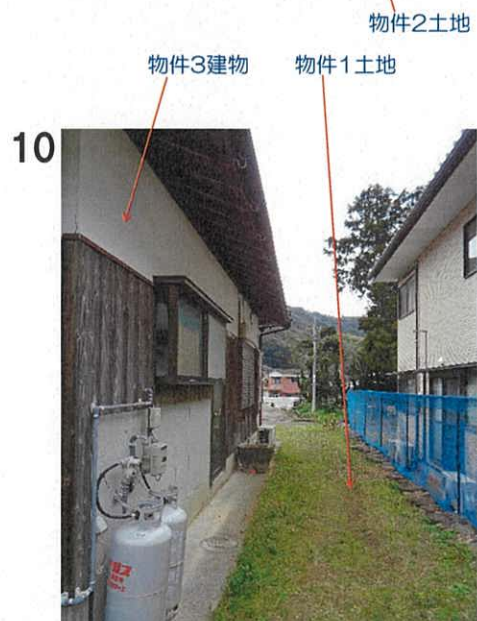
←○写真撮影位置・方向

建物間取図

(物件3・概略図)

(8 枚目)





11 以下、物件3建物内部



12



13



14



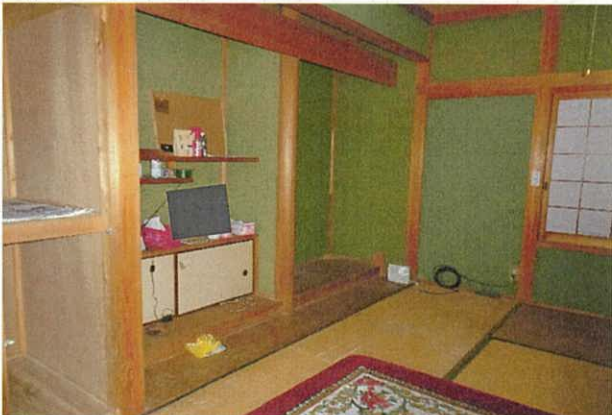
15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25 (雨漏り痕の状況)



26



27



28 (内壁クロス剥がれ)



【 B I T 】

令和 6 年 (ケ) 第 102 号
令和 7 年 3 月 24 日 現地調査
令和 7 年 3 月 28 日 評 価

松山地方裁判所民事部 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
高 月 新 介

第1 評価額

一括価格	
金 5,510,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,010,000 円
物件2 (土地)	金 1,770,000 円
物件3 (建物)	金 1,730,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲407番1 宅地 292.46㎡	ほぼ同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲411番 宅地 257.26㎡	ほぼ同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	西予市三瓶町垣生字ミヤノモト 甲411番地、甲407番地1 甲411番 居宅 木造瓦葺2階建 1階： 83.93㎡ 2階： 40.61㎡ 延： 124.54㎡	ほぼ同左
番号	特 記 事 項		
1、2	地積合計 : 549.72㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「八幡浜」駅の南方・直線距離約8.3km 宇和島自動車「垣生」バス停の 北方・道路距離約360m (徒歩約5分) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅を中心に農家住宅も見られる旧町中心部に比較的近い住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — なし 土砂災害警戒区域
画 地 条 件	面 積 形 状	549.72㎡ (登記面積合計) * 現況は登記面積合計に概ね一致 間口(南東側): 約10m、奥行(最大): 約27m の不整形地 画地内には部分的に約1m強の高低差がある。
接面道路の状況	南 東 側 北 東 側	幅員約3mの舗装市道 幅員約2.2mの舗装道路(河川管理道)
土地の利用状況等	土地の利用状況 隣地の状況	所有者が目的建物(物件3)の敷地として利用している。 民家、農地、空地等
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	不明(特記事項のとおり) なし なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。
特 記 事 項	* 目的土地は津波災害警戒区域に指定されている。 * 西予市上下水道課での調査によると目的土地には管理図面上水道メーターが存在しないとのことである。 現地には水道メーターらしきものが確認できるが、当該箇所から少し離れた地中から地表に出た水道管が目的建物西側や物件1北側の家庭菜園付近まで配置されている。 * 物件1北側に東側目的外土地に存する電柱の支線が設置されている。 * 登記簿、住宅地図による地歴確認、現地目視確認の範囲では土壤汚染が価格形成に大きな影響を及ぼす可能性は低いと考えられるので、評価において当該要因を考慮外とした。 なお、厳密に土壤汚染の有無を判定するためには別途専門家による調査を要する。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成 1年10月20日 経 過 年 数：約 35年 経済的残存耐用年数：約 5年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：板張 内 壁：塗壁、合板張、クロス貼等 天 井：板張、ボード張、クロス貼等 床：畳、板張等 設 備：給排水、衛生等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：現況調査報告書「間取図」参照
品 等	普 通
保守管理の状態	やや劣る：競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、目的建物に付属する各種付帯設備が正常に作動するか否かは不明である。
建物の利用状況	所有者が居住している。
特 記 事 項	* 目的建物は全体的に経年よりも劣化した状態にあり、2階の和室に雨漏り痕が認められ、また2階洋室の内装は著しく損傷した状態にある。 * 目的建物（内部）では小型犬一匹が飼育されている。 * 目的建物西側に工作物（さしかけ）があるが、屋根材がなくなって、鉄骨のみが腐食して存在する。 また、目的建物北側には鉄骨造スレート葺の工作物（倉庫）が存在し、当該工作物は大半外壁が存在しない簡易な仕様である。 いずれの工作物も積極的に換価価値を認め難い。 * 目的建物について、建築時期、構造、種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	19,100	0.78	292.46	0.95	4,140,000
2			257.26		3,640,000
計	—	—	549.72	—	7,780,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)：

地価調査 西予(県)-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $22,800\text{円}/\text{㎡} \times 98 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 116 \approx 19,100\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価公示地等の画地条件を考慮した。

◇ 地 域 格 差：地価公示地等の所在する地域は対象地域に対して街路条件、環境条件が優ると判断した。

イ 個 別 格 差：目的土地の画地条件（規模、形状、接道）を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：地上建物の存在や、老朽化の程度等を考慮した。

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
3	196,000	124.54	0.10	2,440,000

ウ 現価率(定額法)

・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用。

経過年数35年、 経済的残存年数5年、 残価率0%

観察減価法(保守管理の状況 やや不良)による補正 ▲20%と査定した。

・ 現価率 $= 10\% + (1 - 0\%) \times (5\text{年} / (35\text{年} + 5\text{年})) \times (1 - 20\%)$
 ≈ 0.10

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ=エ
1	4, 140, 000	0. 10	敷地占有利益	410, 000
2	3, 640, 000	0. 10	敷地占有利益	360, 000
計	7, 780, 000	—	—	770, 000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4, 140, 000	-410, 000		0. 90	0. 6	2, 010, 000
2	3, 640, 000	-360, 000				1, 770, 000
3	2, 440, 000	+770, 000	1. 00			1, 730, 000
一括価格 (合計)						5, 510, 000

エ 市 場 性 修 正：水道の引込状態が不明であり、また目的建物の軒の一部が僅かに目的外土地にはみ出している可能性があること等により、将来不測の負担が生じる可能性を考慮した。

オ 競 売 市 場 修 正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（西予(県)－2）

所 在：西予市三瓶町垣生字前新地甲214番

価 格：22,800 円／㎡

位 置：宇和島自動車「垣生」バス停80m（道路距離）

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：250 ㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：東 側 6.2 m 市道

用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅等が建ち並ぶ海岸沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物 件 1：4,099,811 円

物 件 2：3,606,365 円

物 件 3：2,285,237 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

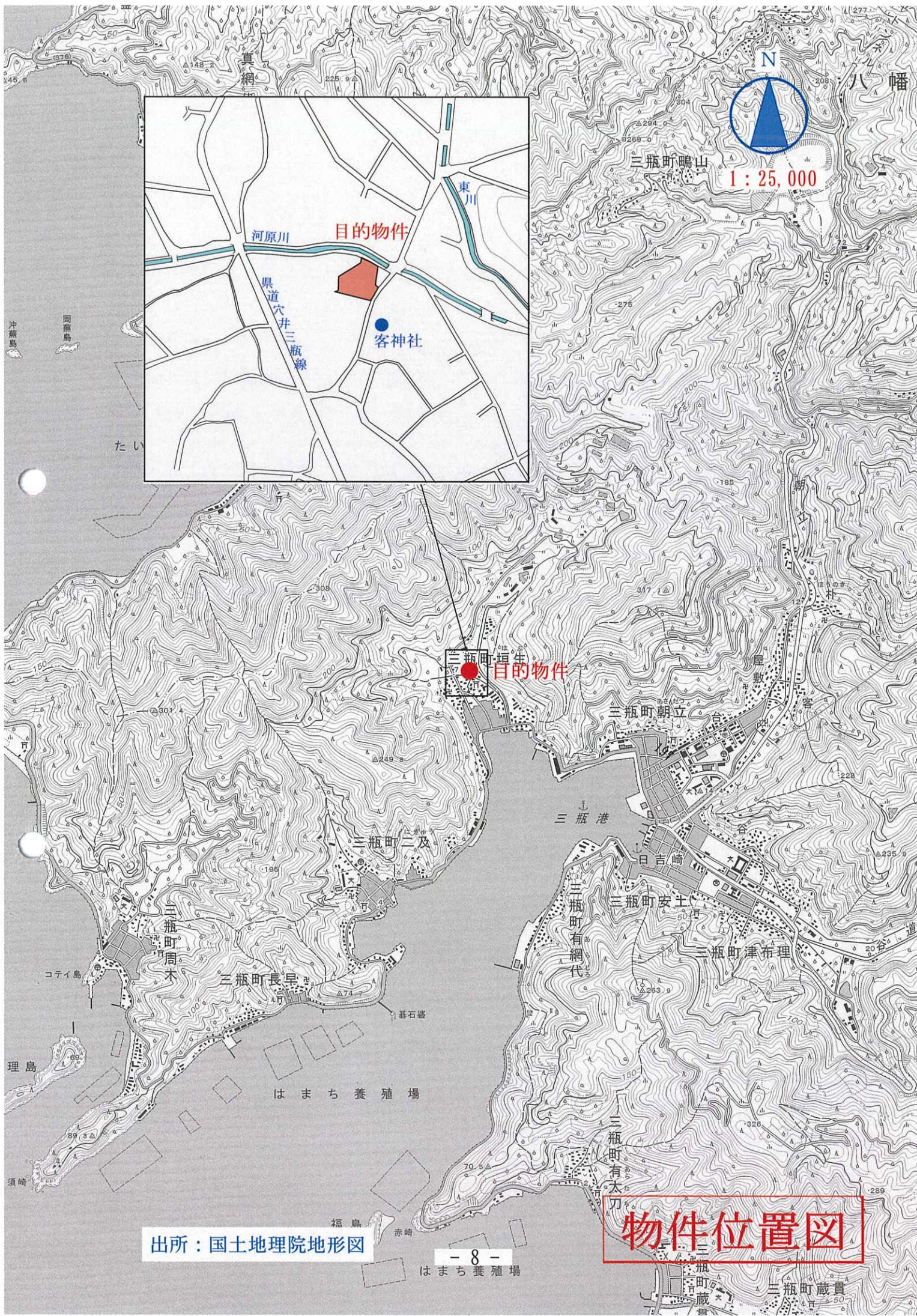
第7 附属資料

1 物 件 位 置 図

2 公 図 写

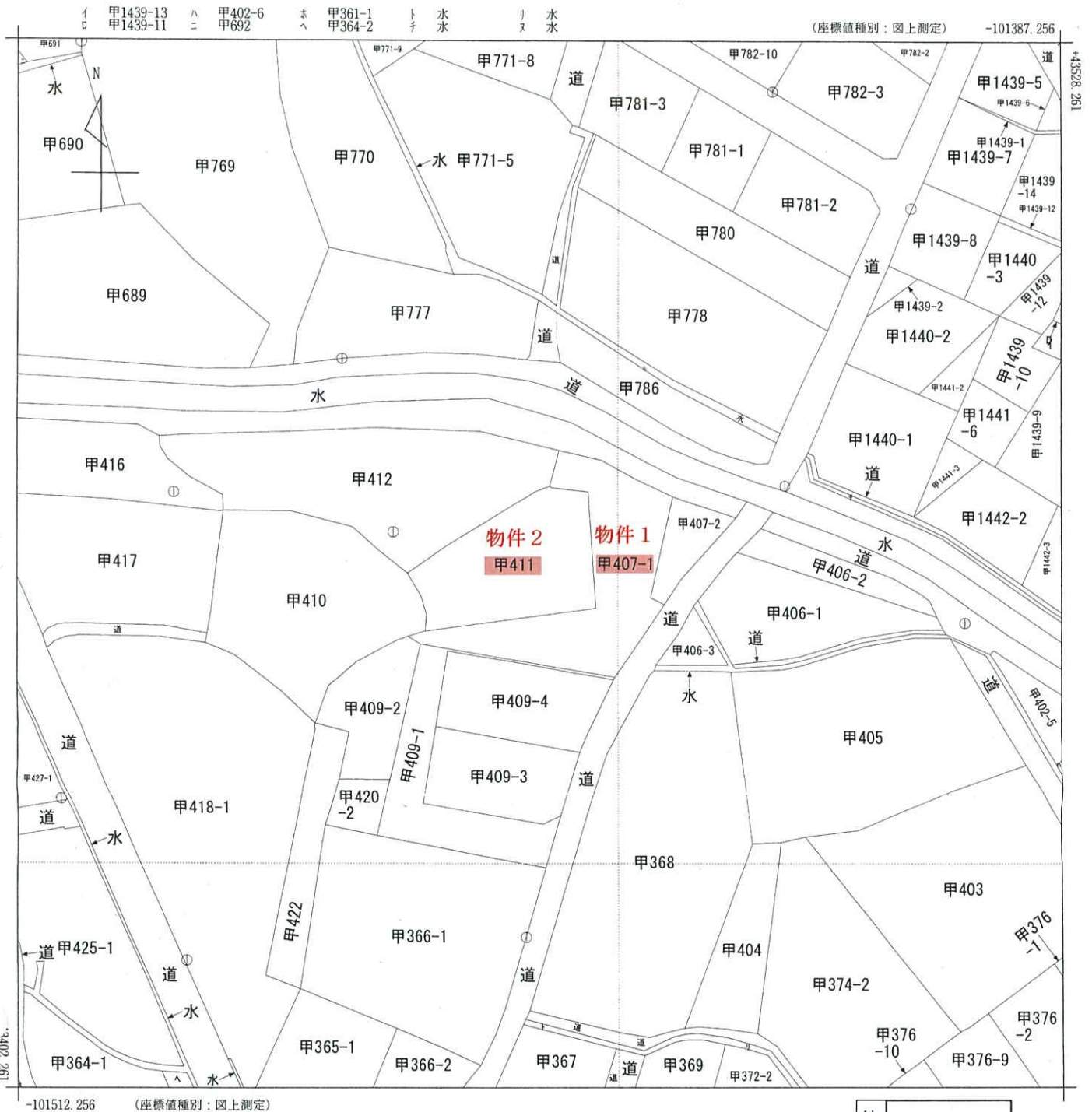
3 建 物 図 面

以 上



物件位置図

出所：国土地理院地形図



地番区域見出
三瓶町垣生

請求分	所在	西予市三瓶町垣生字ミヤノモト				地番	甲407番1			
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和57年2月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和7年3月13日

松山地方方法務局大洲支局

登記官

請求番号：9-1

(1/1)

- 9 -

公 図 写

公用

登記年月日：平成1年10月24日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月13日 松山地方方法務局大洲支局

A3版をA4版に縮小

- 10 -

登記官

建物図面

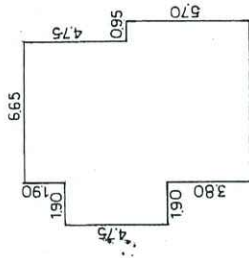
(物件3)

請求番号：9-4

613837

各階平面図

1階

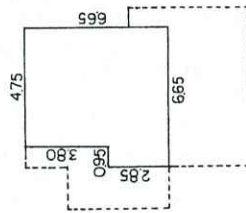


求積

$$\begin{aligned} 1.90 \times 4.75 &= 9.0250 \\ 10.45 \times 6.65 &= 69.4925 \\ 5.70 \times 0.95 &= 5.4150 \\ \text{計} &= 83.9325 \\ \text{床面積} &= 83.93 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

床面積 83.93 m²

2階



求積

$$\begin{aligned} 2.85 \times 0.95 &= 2.7075 \\ 6.65 \times 5.70 &= 37.9050 \\ \text{計} &= 40.6125 \\ \text{床面積} &= 40.61 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

床面積 40.61 m²

作製者

土地調査士
家屋

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

年10月21日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

56

No 009017

H.1.10.24

56.11.500冊

建物図面
各階平面図

家屋番号 甲411番

建物の所在

愛媛県西予市三城町地生
西予市三城町大字地生字ミヤノモト411番地407番地1